# 進学助成金貸与者募集

（令和６年度大学・短大・専修学校専門課程入学予定者対象）

和歌山県教育委員会

令和６年４月に
・大学・短期大学に入学（高等専門学校から大学への編入学を含む。）予定

又は

・学校教育法に規定する専修学校専門課程（２年以上）で、※「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」に基づく要件を満たしている課程、学科（通信制除く）に入学予定であって、**自宅外から通学する方を対象に**、進学助成金の貸与者を募集します。

※「」部については、裏面下部参照

| | |
|---|---|
| **募集期間** | **令和５年９月29日（金）～11月17日（金）**<br>第１回締切日・・・令和５年10月20日(金)<br>第２回締切日・・・令和５年11月17日(金)　※令和６年４月入学後の募集は行いません。 |
| **対 象 者** | 次のすべてに該当する者とします。<br>①令和６年４月に大学・短期大学（大学院及び通信制の課程を除く。）に入学予定の者、高等専門学校から大学へ編入学を予定の者<br>又は<br>令和６年４月に学校教育法に規定する専修学校専門課程（２年以上）で、※「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」に基づく要件を満たしている課程、学科（通信制除く）に入学予定の者<br>※詳細については裏面下部参照<br>※新設された学校等を希望する者は、上記の要件を満たしている旨を進学希望の学校等に確認してください。<br>②自宅から通学することが困難なために**自宅外から通学しようとする者**<br>③本人の生計を主として維持する者が県内に住所を有している者<br>④本人の生計を主として維持する者の年間収入額が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額以下であること。<br>※収入・所得の上限額（税込）の目安は、世帯構成、事情により異なります。<br>４人世帯では、おおむね次の金額となります。なお、給与所得は収入金額（税込）で、給与所得以外は収入金額から必要経費を差し引いた金額です。<br>給与所得の世帯：803万円以下（収入）<br>給与所得以外の世帯：552万円以下（所得）<br>⑤独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金、母子父子寡婦福祉資金の就学支度資金、生活福祉資金貸付金の就学支度費（いずれも一時金）の貸与を受けていないこと。 |
| **貸 与 額** | **10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれかから選択（無利子）**<br>※申請後、貸与決定前まで、減額の変更はできます（増額はできません）。<br>なお、決定以降は、一切変更できません。 |
| **貸与決定等の時期（予定）** | ①貸与の『内定』（第１回締切の場合12月中旬以降、第２回締切の場合１月中旬以降）<br>募集期間内に申請をした者のうち、所得基準等を満たす者に対して貸与を『内定』します。<br>②貸与の『決定』（１月下旬以降随時）<br>『内定』をした者から大学等の「合格通知書」、「確約書」の提出があった場合に、貸与を『決定』します。<br>③貸与の『実行』（２月中旬以降随時）<br>『決定』をした者から「請求書」、「借用証書・返還誓約書」、「返還計画書」の提出があった場合に貸与を『実行』（進学助成金を貸与）します。 |
| **募集要項の配布** | ９月下旬から県内の高等学校等で配布する予定です。<br>※県外の高等学校の在学者又は卒業生で募集要項を希望される方は、和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課に申し出てください。<br>また、和歌山県のホームページからも申請書等の様式を入手できますので御利用ください。 |
| **申 込 先** | 県内の高等学校等在学者は、その高等学校等の奨学金担当者へ<br>県外の高等学校等在学者又は卒業生は、和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課へ |
| **返　　還** | 卒業後５年以内に返還していただきます。<br>※正当な理由なく返還を怠ったときは、年10.95%の延滞金が返還金に加算されます。 |
| **問い合わせ** | 県内の高等学校等の在学者は、その高等学校等の奨学金担当者へ<br>それ以外の方、詳しい内容については和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課へ<br>【電話番号】073-441-3663<br>※和歌山県修学奨励金のホームページも参照してください。<br>和歌山県教育委員会ＨＰ→組織から探す（生涯学習課）→和歌山県修学奨励金貸与制度→進学助成金 |

# 進学助成金 Q&A　～申請を希望する方へ～
## （令和６年度大学・短大・専修学校専門課程入学予定者対象）

**Q１. 申請すると必ず採用されますか。**

A１. 貸与の要件を満たしている場合、貸与が決定されます。

**Q２. 進学か就職かで、現在悩んでいます。そういう状況で申請してもかまいませんか。**

A２. 申請をしてもかまいません。
入学後の募集は行いませんので、貸与を受けたいと考えている場合は、必ず募集期間内に申請してください。

**Q３. 和歌山県大学生等進学支援金の申請をしているのですが、申請してもかまいませんか。**

A３. 申請してもかまいません。
なお、表面の対象者⑤に記載されている一時金の貸与を受けている方は、申請できません。

**Q４. 志望校がA校とB校です。B校に進学すれば自宅から通学できませんので下宿から通学しますが、A校であれば、自宅から通学する予定です。このような状況で申請してもかまいませんか。**

A４. A校のように自宅から通学する場合は、進学助成金の対象となりませんので、貸与の『決定』はできません。
しかし、B校に入学し、自宅外から通学することになる場合は、進学助成金の対象となりますので、複数の志望校がある場合で、貸与を希望する方は、必ず募集期間内に申請してください。

**Q５. 貸与が実行（進学助成金が貸与）された後に、浪人して違う学校を来年目指すことにしました。この場合、貸与を受けた進学助成金はどうすればいいですか。**

A５. 大学・短大・専修学校（専門課程）等へ入学しない場合は、貸与の条件に該当しませんので、貸与を受けた進学助成金は、**速やかに一括返還していただきます。【重要】**

**Q６.申請後、貸与額を変更することはできますか。**

A６. 申請時の貸与希望額が貸与額となりますが、貸与を決定するまでは、貸与額を減額することはできます。貸与は、予算の範囲内で決定されますので、貸与額の増額はできません。
貸与額の減額を希望される場合には、貸与決定までに必ず御相談ください。
いずれにしても、貸与額の選択に当たっては、返還時の負担を考えて、必要最小限の金額を選択することをおすすめします。

※専門士・高度専門士の要件

| | |
|---|---|
| 専門士 | １. 修業年限が２年以上であること<br>２. 課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上（62単位以上）であること<br>３. 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること |
| 高度専門士 | １. 修業年限が４年以上であること<br>２. 課程の修了に必要な総授業時数が3,400時間以上（124単位以上）であること<br>３. 体系的に教育課程が編成されていること<br>４. 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること |

※対象となる学校、課程、学科は、文部科学省が告示（文部科学省HPに掲載）
専門士　https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/mext_01253.html
高度専門士　https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/mext_01254.html